

結果公表

第12次佐賀県交通安全計画（案）についての意見募集結果

1 計画の趣旨

佐賀県交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、県内の陸上交通（道路交通、鉄道交通及び踏切道における交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めたものです。

第11次佐賀県交通安全計画（令和3年度からの5か年計画）が令和7年度で終了したことから、令和8年4月20日に佐賀県交通安全対策会議を開催し、同会議をもって第12次佐賀県交通安全計画（令和8年度からの5か年計画）を策定しました。

2 意見募集期間

意見募集期間は終了しました。

令和8年2月20日 ～ 3月19日

3 公表資料

パブリック・コメントの実施結果

第12次佐賀県交通安全計画

4 意見提出件数

1件

5 意見の反映区分

区分	反映区分	意見数
「A」	計画等と同趣旨のもの……………	件
「B」	計画等の修正を行ったもの……………	件
「C」	計画等の推進の段階で検討するもの……	件
「D」	計画等の修正が困難なもの……………	件
「E」	計画等に関する感想や質問であるもの…	1件

6 意見の内容と意見への対応

関連ファイル「パブリック・コメント実施結果」をご覧ください。

関連ファイル

- パブリック・コメント実施結果
- 第12次佐賀県交通安全計画（決定）

問い合わせ先

- 佐賀県県民環境部くらしの安全安心課
交通事故防止特別対策室 担当 溝上
- TEL: (直通) 0952-25-7060
- E-mail: kurashianzen@pref.saga.lg.jp

1	E	<p>第1章「道路交通安全」において、〈重視すべき視点〉として12項目が示され、あわせて講じようとする施策として7項目が記載されています。</p> <p>しかしながら、重視すべき視点の各項目が、具体的にどの施策に対応しているのかわかりにくく、内容の理解が十分に進まないと感じました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>県の交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づいて作成する性質上、全国的に同じような構成になっています。</p> <p>〈重視すべき視点〉と〈講じようとする施策〉については、施策が様々な課題への対策を講じることから、それぞれの視点に個別に対応するものとはなっていません。</p> <p>例えば、「講じようとする施策」のうち「道路交通環境の整備」では、生活道路における安全対策、通学路における交通安全の確保、歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進など、具体的な施策を挙げていますが、これは「重視する視点」の④こどもの安全確保のための環境整備、⑥自転車の安全確保のための法令順守と通行環境の整備、⑨生活道路における歩行者等の安全確保など複数の項目に関係するものとなっており、他の施策においても同様に複数にまたがって対応しているケースもありますので、このような形になっています。</p>
---	---	---	--

※反映区分

- 「 A 」 計画等と同趣旨のもの
- 「 B 」 計画等の修正を行ったもの
- 「 C 」 計画等の推進の段階で検討するもの
- 「 D 」 計画等の修正が困難なもの
- 「 E 」 計画等に関する感想や質問であるもの

結果公表